

令和5年

議会運営委員会会議録

とき 令和5年2月20日

品川区議会

令和5年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和5年2月20日(月) 午前10時30分～午前11時26分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡辺 裕一 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 安藤 たい作 君 委 員 鈴木 真澄 君
委 員 高橋 伸明 君 委 員 松澤 和昌 君
委 員 湯澤 一貴 君 委 員 小芝 新 君
委 員 たけうち 忍 君 委 員 あくつ 広王 君
委 員 石田 ちひろ 君 委 員 大倉 たかひろ 君
委 員 田中 さやか 君

その他の出席議員 議長 本多 健信 君 副議長 塚本 よしひろ 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 堀 越 総 務 部 長

事務局職員 工藤区議会事務局長 寺嶋 庶務係長
黒肥地 議事係長

○午前10時30分開会

○渡辺委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付してございます予定表のとおりです。

なお、本日は、1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

1 令和5年第1回定例会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○渡辺委員長

それでは、予定表1、令和5年第1回定例会についてを議題に供します。

はじめに、(1)理事者から発言を求められている件についてを行います。

本件につきまして、副区長からご説明願います。

○桑村副区長

おはようございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。本定例会にお手元に配付してあります、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例を追加提案させていただき、ご審議を賜りたく、この場をお借りいたしまして、説明をさせていただきます。

本案は令和5年度の保険料率につきまして、1月13日に東京都より保険料率の算定に際し、必要となる数値の提示を受け、2月16日の特別区長会総会において、23区の基準保険料率について協議が整いましたことから、2月17日の品川区国民健康保険事業の運営に関する協議会の審議を経て、本定例会に追加提案させていただくものでございます。

改正の内容といたしましては、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額および介護納付金賦課額の保険料率をそれぞれ改めるとともに、低所得者の保険料軽減に係る所得基準額および出産育児一時金の額の見直しを行うものでございます。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、特にご確認などはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

それでは、ないようですので質疑を終了いたします。

副区長、ありがとうございました。

○桑村副区長

よろしく願いいたします。

○渡辺委員長

それでは、ただいま副区長より説明のありました、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、2月24日、本会議3日目において追加議事日程として取り上げることといたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本件を終了いたします。

(2) 議事日程(1)(2)(3)および追加議事日程について

○渡辺委員長

次に、(2)議事日程(1)(2)(3)および追加議事日程についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

○工藤区議会事務局長

それでは、令和5年第1回定例会につきまして、ご説明をさせていただきます。(2)議事日程(1)(2)(3)および追加議事日程についてでございます。

議事日程(1)につきましては、資料No.2および資料No.3となりますが、資料No.2によりご案内をさせていただきます。

第1回定例会につきましては、令和5年2月21日午後1時開議となります。

まず、日程第1で会期の決定について、2月21日から3月28日までの36日間を会期といたします。

その後、区長から施政方針説明がありまして、次に、日程第2、一般質問となり、第1回定例会ですので、代表質問からとなります。

1番目、渡辺裕一議員、自民30分。休憩を挟みまして、2番目、若林ひろき議員、公明30分。3番目、石田ちひろ議員、共産30分ということで、初日は、以上3名の方でございます。

終了予定時刻が午後4時40分となっております。

続きまして、議事日程(2)につきましては、資料No.4および資料No.5となり、資料No.4によりご説明をさせていただきます。

2日目、2月22日午前10時開議となり、その日の日程は、一般質問のみです。

はじめに、代表質問の続き。4番目、大倉たかひろ議員、イノベ30分。5番目、田中さやか議員、ネット30分になります。

昼の休憩を挟みまして、午後からは一般質問になり、1番目、つる伸一郎議員、公明20分。2番目、江野下正人議員、自民20分。休憩を挟みまして、3番目、安藤たい作議員、共産20分。4番目、西村直子議員、自民25分ということで、計6名の方の質問となり、終了予定が午後4時となっております。

続きまして、議事日程(3)につきましては、資料No.6および資料No.7となり、資料No.6に基づきまして、日程の確認をさせていただきます。

3日目、2月24日は、午前10時開議となります。

日程第1が一般質問の続きとなり、この日は、当初予定から変更があり、5番目、渡部茂議員、自民25分。6番目、くには雄大議員、イノベ25分。昼の休憩を挟み、7番目、せお麻里議員、無所属20分の計3名で予定しておりましたが、くには雄大議員が一般質問を取り下げることとなりました。したがって、せお麻里議員の質問順が7番目から6番目に繰り上がり、計2名の方の質問となります。

また、これに伴い、予定していた昼休憩がなくなるため、ご了承願います。

続きまして、日程第2、第10号議案から日程第19、第27号議案の計18件を一括して副区長から説明があります。

付議議案の内訳といたしましては、条例議案が17件、契約議案が1件になり、資料の右側に記載のとおり、所管の各常任委員会に付託予定となっております。

続きまして、日程第20、第1号議案から日程第23、第4号議案までの令和4年度各会計補正予

算4件、日程第24、第5号議案から日程第28、第9号議案までの令和5年度各会計予算5件、合計9件につきまして、一括して副区長より説明がございました。

その後、予算特別委員会に関する手続を進めてまいります。

はじめに、予算特別委員会の設置動議を諮り、設置となりましたら、予算議案9件を付託して、名簿により委員を選任いたします。

その後、本会議を休憩いたしまして、委員会を開催し、正副委員長の互選を行います。

なお、正副委員長の互選につきましては、後ほど、予定表2の予算特別委員会についてのところで、改めてご説明をさせていただきます。

そして、正副委員長の互選が終わりましたら、本会議を再開いたしまして、互選結果の報告が行われるという流れとなります。

なお、第1号議案から第4号議案までの補正予算4件につきましては、予算特別委員会の3日目の3月9日木曜日の午後1時から、中途議決のための本会議を開催いたしますので、ご了承願います。

また、本会議開催に先立ち、採決方法確認のため、3月7日火曜日の予算特別委員会2日目終了後に議会運営委員会を開催いたしますので、あわせてよろしく願います。

次に、追加議事日程、資料No.8になりますが、説明は、引き続き資料No.6で行わせていただきます。

追加日程第1、本日の冒頭、追加提案の説明がありました第28号議案、品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例について副区長より説明がございまして、厚生委員会に付託予定となっております。

続いて、議事日程(3)に戻りまして、日程第29、請願・陳情の付託でございます。

期日までに提出されました請願・陳情で、所管委員会に付託されるものは、請願が4件、陳情が8件、計12件となっております。付託予定先は、それぞれ記載のとおりでございます。

それから、資料No.9、令和5年陳情第3号、気候非常事態品川宣言の陳情。資料No.10、令和5年陳情第4号、品川区に気候区民会議を設置する陳情。資料No.11、令和5年陳情第5号、都条例、太陽光発電義務化支援の陳情。以上3件の陳情につきましては、災害・環境対策特別委員会への付託が想定されており、議会運営委員会での協議が必要となりますので、ご確認いただければと思います。

なお、特別委員会への付託は、議会の議決が必要となります。

それから、資料No.11の次におつけしております、参考資料をご覧ください。

令和5年陳情第6号、武蔵小山駅前地区・駅前通り地区・小山三丁目第一・第二地区再開発に於ける行政と再開発準備組合等に関する陳情は、本文中に個人名等の配慮が必要と思われる情報等が一部含まれているため、委員会審査や委員会外での取扱いについて、十分ご留意願います。

なお、傍聴者閲覧用の資料につきましては、提出者の氏名、住所等に加え、本文中のマスクング部分を黒塗りとしておりますので、ご質疑の際、ご注意願います。

また、委員会配付分につきましては、該当部分を黒塗りしていることが分かるよう、見え消しとしておりますので、よろしく願います。

以上の議事日程で、終了予定は午後0時15分頃を見込んでおります。

なお、昼の休憩をまたがずに全ての議題を終了する予定でありますので、本会議散会后に委員長会が開催されることとなりますので、ご留意願います。

○渡辺委員長

説明が終わりました。本件について、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田委員

意見なのですけれども、請願・陳情の付託についてですが、総務委員会に付託予定の請願で、「消費税インボイス（適格請求書）実施中止を求める意見書」を国へ提出を求める請願が出されていると思うのです。私どもも紹介議員になったので、こういった請願が出るということを知っているのです。その付託先は総務委員会がいいと思っているのですが、インボイスは中小・零細企業や個人事業主など、大きな影響が出てきますので、意見書を上げるかどうかの審議を十分に充実した形でされるべきだと思っております。その中小企業や個人事業主などの影響等を把握している商業・ものづくり課長の総務委員会への出席が必要だと思います。

ですので、総務委員会の委員長もいらっしゃるのですけれども、議長からも委員長へ伝えていただきたいと思えます。

意見です。

○渡辺委員長

意見、要望の発言ということで、承りたいと思えます。

○鈴木（真）委員

委員長へというご発言がありましたので、そのまま言われたままというのは、議会運営委員会の場ではまずいと思うので、前回の委員会でも、私ども委員長判断で商業・ものづくり課長をお呼びしませんでした。

今回の段階は、まだ正式に詰めておりませんが、前回と同じ内容で進めさせていただきたいと思えます。

○渡辺委員長

ほかはよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺委員長

ほかはないようですので、以上で、本件を終了いたします。

2 予算特別委員会について

○渡辺委員長

次に、予定表2、予算特別委員会についてを議題に供します。

(1)から(4)までを一括して、局長より説明願います。

○工藤区議会事務局長

それでは、(1)から(4)まで、順にご説明をいたします。

(1)予算特別委員会の設置については、資料No.12をご覧ください。

予算特別委員会設置に関する動議でございます。

設置動議案ですが、提出者は議会運営委員会の委員とすることを通例としておりますので、提出者のところに氏名を記載してございます。ご確認いただければと思えます。

次に、記書き以下の3、審査事項につきましては、令和4年度の各会計補正予算および令和5年度の各会計予算でございます。

その次、4の組織でございますけれども、委員は議長を除く39名とし、委員長1名、副委員長2名を置きます。委員の名簿につきましては、資料No.13となりますので、内容のご確認をお願いします。

次に、(2)正副委員長の互選等について、口頭にて、改めてご説明をいたします。

正副委員長の互選は、2月24日金曜日、本会議休憩中に第1委員会室で行います。

まず、委員会条例第8条第2項の規定により、須貝委員に臨時委員長をお願いします。須貝臨時委員長が開会を宣言いたしまして、委員長の指名推選を行います。

委員長が挨拶をしまして、委員長から副委員長2名を指名推選いたします。

各副委員長が挨拶の後、委員長が理事を指名します。

そして、各理事が挨拶をし、閉会となります。

その後、本会議を再開するという流れになりますので、ご確認をよろしく願いいたします。

次に、(3)総括質疑および意見表明の氏名報告についてです。

予定表記載のとおり、3月9日木曜日までに事務局に報告をお願いいたします。

次に、(4)意見表明の原稿提出（区議会だより用）については、資料No.14の様式にて、3月22日水曜日までに提出をお願いいたします。提出に当たりましては、メールにて送っていただきたく存じます。

最後に、審査・調査予定表に記載がございませんが、2月7日の理事候補者会にて確認された新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

令和2年決算特別委員会より保健所等への配慮のために行っていた初日の補正予算、2日目の歳入および5日目の衛生・産経費の審査における保健所等に係る内容の先行質疑につきましては、新型コロナウイルス対応による業務負担が以前よりも軽減してきているため、今回より行わないことが確認されましたので、ご報告申し上げます。

○渡辺委員長

ただいまの説明に対しまして、ご質疑等はございますでしょうか。

よろしいですか。

○あくつ委員

もしかしたら、この後、説明があるかもしれないのですがけれども、いわゆる会派の出席人数というのは変更ありますか。

○渡辺委員長

もうここで言ってしまいませんか。

○あくつ委員

はい。申し訳ないです。すみません。

○渡辺委員長

ご発言、どうぞ。

○あくつ委員

今後、何かそういうものを元に戻すとか、変更するとか、あるのですか。

○渡辺委員長

私は分からないので、事務局長。

○工藤区議会事務局長

今回、コロナ対応として従前の運営に戻すのは、先行質疑のみでございまして、それ以外の部分につきましては、委員会室の密を避けるという観点から、これまでと同様の考え方で行ってまいるところでございます。

○あくつ委員

すみません。ありがとうございました。

○渡辺委員長

よろしいですか。

ほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ご質疑がなければ、まずは、予算特別委員会の設置について、資料No.1 2の氏名で動議を出すことにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ありがとうございます。

また、正副委員長互選につきましても、先ほどの事務局長の説明のとおりということで、本件につきましてもご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

それでは、さよう決定します。

なお、総括質疑および意見表明の氏名報告、あわせて、意見表明の原稿の提出期限について、予定表に記載のとおりでありますので、各会派でご周知をよろしくお願いします。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応について、事務局長から説明がありましたが、今回の予算特別委員会から、初日の補正予算、2日目の歳入および5日目の衛生・産経費の審査に当たって、保健所等に係る内容の先行質疑を行わないとのことで議長から伺っておりますので、説明のとおり、ご周知をよろしくお願いします。

以上で、本件を終了いたします。

3 その他

(1) 議長会等の報告等について

○渡辺委員長

次に、予定表3、その他を議題に供します。

はじめに、(1)議長会等の報告等についてを議長よりお願いいたします。

○本多議長

報告します。

2月17日に議長会が開かれました。議長会の主立ったものを報告します。

令和5年度に向けての都区財政調整についてなのですが、東京都の法的責任について報告がありました。東京都が特別区財政調整交付金を交付するためには、毎年度、都区協議会の意見を聴いた上で、財政調整条例を改正しなければならない。

このため、財政調整協議での都区合意が見込めなければ、都は条例の改正手続きが行えず、都区合意の下で、特別区に特別区財政調整交付金を交付するという法的義務が果たせないこととなる。

そして、条例改正を行わず、今年度の単位費用で当初算定し、各区に交付することとなれば、適正な区間配分の下での交付額ではないため、財政調整の制度運用に極めて重大な支障が生じることになる。

このため、東京都に対し、法的責任が問われることとなるということで、通常、この時期には都区協

議が合意になるのですが、相変わらず膠着状態が続いて、がまん比べが続いているという報告を受けました。

次の報告です。

競馬議会なのですけれども、令和5年度の予算が成立されました。その中での取組なのですけれども、大井競馬場および小林牧場の厩舎施設が建築後50年から60年経過して、老朽化が著しく、再整備に向けて検討してきたということで、大井競馬場の一部厩舎を小林牧場へ移転するという事です。さらに、小林牧場においても、老朽化した厩舎施設の建て替え、厩舎移転による馬の頭数の増加に伴う調教施設の拡充と厩舎関係者の住宅を確保する必要があるため、小林牧場の近隣に厩舎関係者の住環境に適した土地を購入するという事で、特別区競馬組合が千葉県印西市に土地2,934平米、887.53坪を購入するという計画が出されました。

金額は、1億2,000万円です。令和5年度でそういったことを進めるという報告を受けました。

次なのですけれども、大井競馬場のイメージキャラクターが、令和5年度は変わります。富士蒼汰さんと、新木優子さんになるという報告を受けました。

次の報告です。

清掃組合議会全員協議会ですが、来週の2月27日に定例会がありまして、その議案が発表されました。

以上が2月17日に行われた議長会等の報告です。

それ以外、4点ありますので、報告いたします。

1つ目。本会議および委員会におけるマスクの取扱いについてです。

先日、政府が新型コロナウイルス対策としてのマスク着用について、3月13日から屋内・屋外問わず、個人の判断に委ねる方針を決定したため、2月21日から3月28日にかけて開催される第1回定例会の前に、本区議会における対応を確認したく、皆様にご相談申し上げます。

現状の議会運営ですが、やはり一定程度の狭い空間で、発言を伴った長時間にわたる委員会等を行っている状況があります。また、今回の政府の方針は3月13日からということで、第1回定例会の途中から対応が変わるということになり、さらにコロナの5類移行は、5月8日からとされております。

こういった状況を鑑みますと、議長といたしましては、第1回定例会は、本会議・委員会ともに現状のままの対応とし、コロナの5類移行がされた改選後の新議会において、マスクの取扱いを含めた本会議および委員会の運営方法について検討していくことが望ましいと考えております。

本件につきまして、後ほど、皆様のご意見を賜り、この内容でご了承いただけましたら、後日、委員長会にも、この旨を報告させていただきたいと考えております。

次、2つ目です。卒業式の来賓の取扱いについてご案内いたします。

昨年、12月19日の議会運営委員会において、あくつ委員からもお問い合わせをいただいておりますが、この間、議長としても、事務局を通じて教育委員会から学校の状況を伺ってまいりました。

現在、コロナの状況は落ち着いてきていますが、各学校では依然として慎重に考えているところが多く、昨年と変わらない対応が多いとのことで、教育委員会としては、コロナの状況も踏まえ、制限をかけるのではなく、各校の判断に委ねていると伺っております。

したがいまして、今回は、議会としての統一的な見解や取扱いにはならないと考えますので、議員の皆様におかれましては、各校の状況や依頼内容に応じて、出席や辞退のご判断も含め、自然なかたちでの対応をお願いできればと存じます。

本件につきまして、各会派内での周知をよろしくお願いいたします。

次に、3つ目です。執行機関から議会に対して提供された情報の取扱いについてです。

これまで長きにわたり築き上げてきた議会と執行機関の信頼関係を前提として、当初予算案の各会派説明用資料や施政方針の骨子など、執行機関からは様々な情報を議会に対してご提供いただいております。

皆様ご承知のとおり、こういった情報提供は、議会審議の充実と円滑な議会運営を目的としており、執行機関が公にする前の段階で、あくまでも議会・議員限りの情報として、事前にご提供いただいているものも多くあります。

しかし、昨今、残念ながら、こういった情報が外部に提供されている事例が見受けられます。こういったことが続きますと、議会と執行機関の信頼関係を崩すことにつながりかねないと感じております。

議員の皆様におかれましては、いま一度、そのことを念頭に置いていただき、執行機関から議会に対して提供された情報について、くれぐれも慎重に取り扱っていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

本件につきまして、各会派内での注意喚起をよろしくお願いいたします。

次に、4点目です。くにはば議員の一般質問の件について、一言申し上げます。

今回、くにはば議員については、結果として、今年度2度目となりますが、期日を過ぎても一般質問について本人と全く連絡が取れないという事態となりました。そのため、取り下げという判断に至ったものでありますので、皆様、ご承知おきいただければと存じます。

○渡辺委員長

それぞれありがとうございました。

それでは、今の議長の報告はいくつかに分けて確認をしていきたいので、後ほど、ご意見をいただくのが、マスクの着用、あるいは卒業式、そして、くにはば議員の件、そして、全体について、分けて確認してまいります。

では、はじめに、くにはば議員の件について、所属会派の大倉委員がいらっしゃいますので、ご説明等がございましたら、お願いいたします。

○大倉委員

これまでの経緯について、説明をさせていただきます。

その前に、まず、議長をはじめ、区議会の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしまして、申し訳ありませんでした。この場をお借りして、おわびを申し上げたいと思います。

この間、くにはば議員の質問の取り下げまでの経緯は、まず、連絡状況についてです。質問通告の前から、会派として、幹事長としてくにはば議員と連絡を取りながら、質問の状況や通告期限の日程の確認、また、質問提出日の期限の確認等を行ってきたところでございます。

その中で、質問通告期限当日も早朝に連絡をいたしまして、本日中に提出するというので、質問通告を提出いたしました。その際に、また質問提出の期限についても確認をし、翌週の月曜日、質問提出期限の朝にも、今日が提出期限ですということでご連絡をさせていただきました。その際にも、今日中に出せるように、質問を提出いたしますということで、確認をしておりました。

その後、当日、月曜日の夕方、総務課長からご連絡があり、くにはば議員と連絡が取れないということで、私のほうにも連絡が来ましたが、その後、私のほうでもくにはば議員との連絡を取るよう、電話等をさせていただきましたが、メッセージ等も返ってこない状況になり、月曜日の夕方から連絡がつかなく

なったところであります。

その後、くには議員との連絡については、金曜日に自宅に行かせていただきました。その際、やっとお話することができました。少しの時間でしたが、体調について等のお話もさせていただきました。現在、治療中であったため、体調悪化により、そうした連絡等もできなくなってしまったという旨のお話をいただきました。その際に、質問の取り下げについても、確認をさせていただきました。

本人の状況ですが、今後の議会の出席については、本人等は出席する意思があるものの、体調不良で治療中の経緯によっては、出席できない可能性もあるというお話も伺いました。その際については、しっかりと事務局も含め、連絡を取って、出欠席についてはしっかり行っていくという旨の内容も確認をしたところであります。

今後、こうした質問の取り下げ等の対応については、さらにしっかりと確認しながら、丁寧に対応していきたいと思っております。今後、このようなことがないように取り組んでいきたいと思っております。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご確認等はございますでしょうか。

○高橋（伸）委員

くには議員は取り下げが2回目ということで、体調不良というのは本当にすごく分かります。その体調不良というの、ある意味、心の病なのかなと私は認識しているのです。

今、大倉委員に謝罪をしていただいたというのは分かりますが、もう2回目なので、いくら体調不良といっても、それは、くには議員からきちんと謝罪があってしかるべきだと私は思っています。

先般あった、立候補予定者説明会にも、くには議員はいらしていたという話も伺っております。

区長部局、区議会事務局、大倉委員が連絡しても出ない。議長が電話をしても出ない。これは、あるまじき行為であって、議会人としてあってはならないことだと私は思っています。

ある意味、区民に負託された中で、何かしらの方法で区議会だよりや、区議会のホームページ等こういう事実があったということをお区民の方に対しても公にするべきなのかなと私は思っております。

1点だけ、事務局長にお伺いしたいのですけれども、その辺に関しては私は可能だと思っておりますが、どのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○渡辺委員長

では、先に大倉委員のコメントをどうぞ。

○大倉委員

連絡が取れないということは、議会人として、また、一般の通念上、しっかり取れなければいけないというのは、高橋伸明委員のおっしゃるとおりだと思っております。

謝罪についてですが、説明も含めて、本人も連絡が取れて、今後、医者に行って、診断書等を持って、しっかりと説明をさせていただきますということで、確認はしているところであります。その際に、本人からもしっかりと皆様を含めて、お話ができるようにしていかなければいけないと思っておりますので、そのように対応していければなと思っております。

○渡辺委員長

それでは、周知の手段、方法論のところ、事務局としてご見解があれば、お願いします。

○工藤区議会事務局長

くには議員の件でございますけれども、まずは、どのような状況だったかというところをご説明いただいた中で、議会の中で議論していただきたいと思っております。

そこで、方向性をいただきました後に、事務局としてお示ししていただいた部分ができるかどうかということを含めて判断していきたいと思っております。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木（真）委員

今、おっしゃった、例えば、区のホームページや議会のホームページの段階ですと、事実関係として、取り下げがありましたということは、前にも載せたのですでしたか。質問も変わっている中で、やはり、載せておいてもいいのではないかなと私は思います。

これは、皆様の見解で、皆様がどうするのかにもよりますけれども、別にその辺は難しくはないですよということ、答えにくいと思うけれども、話として載せるべきだと自民党としては考えています。

○渡辺委員長

ご意見として。

ほかにご発言はございますでしょうか。

○田中委員

くには議員の体調が心配だなと思っております。くには議員が、もしも話せる機会があれば、議会に対して聞かせてほしいかなと思っております。

今、区議会のホームページで定例会本会議の代表質問・一般質問者、発言事項として、質問の発言事項が載っています。くには議員も通告はされているということで出ているので、その部分は、これから削除か何かをされるのかなというところだけ確認させていただければと思います。

○工藤区議会事務局長

くには議員の通告でございますけれども、通告をした事実は残っております。

したがって、今、聞いていますのは、今日中に取り下げの正式な書類が出てくるということでございますので、そういった中で、取り下げの正式な手続きをさせていただくということになります。

そうしますと、取り下げ行為が正式に受理されたということになりますので、そういった事実に対する対応をホームページで修正をしまっているということでございます。

○田中委員

議長への通告は上がったけれども、質問自体が上がってこなかったことについて、議長と区との調整などはされたのですかというところを確認したいです。

○本多議長

期日までに、くには議員が原稿を出さなかった。通告期限の日までに議長宛に通告書が来ていました。質問項目が5項目ありまして、当然、所管の部署も、質問の原稿を待って、答弁を書く準備をされていたと思うのですが、総務課が一番目の窓口になって、本人にもご連絡していただいたり、区議会事務局からもしていただいたり、大倉幹事長からもしていただいたり、私からもくには議員に連絡をしたけれども、一切連絡が取れなくて、区の理事者にご迷惑をかけたということで、私は議長という立場で、桑村副区長と堀越総務部長には謝罪をいたしました。前回は謝罪しましたが、今回も2度目で本当に申し訳ありません。ご迷惑をかけたということで、謝罪はさせていただきました。

○田中委員

ありがとうございます。すみません。

○渡辺委員長

ほか、いかがですか。

○石田委員

意見ですけれども、くには議員が質問を取り下げられるのは2回目ということです。なぜこのようなことになったのかということで、前回も言わせていただいたのですけれども、議会の一般質問は、住民から負託された議員として最も重要な仕事です。それを、2度にわたって放棄してしまったということは、期待を寄せる区民への大きな裏切りになります。

前回も言ったのですけれども、会派として、再発防止に取り組んでほしいということも述べました。

先ほどの大倉幹事長からのお話で、当日も含めて確認をされながら、今後はさらに工夫して、丁寧に対応したいとおっしゃっておいりましたので、そのように対応していただきたいなと思います。

本当に大変なことですし、本人の体調も大変なところだろうと思いますけれども、やはり、区民に負託された議員としては、最も重要な仕事を放棄してしまったということは、本当に重く受け止めていただきたいと思います。

○渡辺委員長

ほか、ご発言は。

○たけうち委員

皆様とほぼかぶりますけれども、2回目ということと、先ほど、高橋伸明委員からもありましたように、私も少しT w i t t e rで見ましたけれども、2月13日の通告のときには、通告した後に、今度の選挙の説明会に本人が出ているのを、自分でT w i t t e rに上げているのです。そこまで元気かどうかは分からないけれども、翌日から質問にかかる段階で急に具合が悪くなってしまったのか分からないけれども、そのような事実関係を見ていくと、前回のときはずっと体調が悪くて、前回は須貝幹事長も連絡を取ったというけれども、今回、そのような動きを見ている限り、どうしても書けなかったのだということがあるのかもしれないけれども、質問ということに対して、少し甘く見ているというか、軽く見ているというか、そこら辺の見解をしっかりと正していかないと、また同じことを繰り返されて、そのときの議長に本当に迷惑がかかっていく。また議会全体も、執行部側からの信頼を失っていくということになります。

今度は、しっかり本人から事実関係を質した上で、しっかり謝罪をしていただきたいし、また、それなりの対応をしていただきたい。皆様と同じご意見ですけれども、重ねて言いたいと思います。よろしくをお願いします。

○渡辺委員長

ほか、いかがですか。

○あくつ委員

皆様と一緒にのですけれども、私は前回も全く同じことを申し上げたのですが、やはり一番強調すべきは、議長が議会を代表して執行機関に謝罪をしている。前回は総務部長に謝罪をしたというお話があったと思うのですけれども、今回は桑村副区長と総務部長に謝罪をしたという中で、緊張感を持ちながら、議会と執行機関でよりよい区政の両輪として区政を進めていくという中で、謝罪をすること自体が、その関係性が変わってくる。

先ほど、信頼関係というお話もありましたけれども、今回、何に対して謝罪したのかというと、まず、

体調の話があるので、それは致し方ない部分もあると思います。これは、誰にでも起こり得る話なので、通告をした上で、原稿を出さない、時間に間に合わないとなった場合には、突発事故で、そのようなことは私にだってあり得る話です。

しかし、連絡が取れなくなってしまうというのは、先ほどの議会人どころか、社会人、一般人としてあり得ない話であります。

ごめんなさい。同じことの繰り返しになってしまいますが、先ほど、会派は前回と異なりますが、大倉幹事長からも、今後は丁寧に工夫をして、対応策をとっていきたいというお話がありました。当日の早朝もご連絡を取られたということで、確認を取ったというお話でしたけれども、そこまでやった上で、今回の話になっているのですが、その上でどのような具体策をとられるのか。

前日も同じことを聞いたのです。当時は須貝幹事長でしたけれども、再発防止のために、どのようなことをされるのですかというお話を聞きました。

そのとき、明確なお答えはなかったのですが、もう一回聞きます。再々発防止のためには、一体何をされるのか。もし会派として責任を感じておられるのであれば、そのところのお考えをお伺いしたいと思います。

○大倉委員

再々発防止に向けてですが、この間も会派としては丁寧にやってきたつもりであります。その中で、また、こうした再発が起きてしまったところで、本当に反省するところです。

これからは、前もって事前の質問の内容も含めて、丁寧に確認をしながらやっていかなければいけないと思っておりますので、事前の確認をさらに丁寧にしながら、連絡を取りながらやっていくつもりであります。

また、それ以外の方法についても、様々検討しながら取り組んでいきたいなと思っております。

○あくつ委員

ありがとうございます。

先ほどのご説明の経緯の中で、丁寧にやられているなということは感じたのですが、当日確認して、そこから連絡が取れなくなってしまうという今回の件。私が強制する話ではないですが、例えば、会派の中で一定のルールを設けて、事前に取り下げる時間を決めておくなど、そういうことをしないと、前日も言いました再発防止、もう一回起こるかもしれないからと言いましたけれども、再々発防止に向けては、それぐらい具体的なことをお考えいただかないと、やはり同じことがまた起こる可能性があるのかなということで、そこはぜひ具体的な検討をお願いした上で、また議長にご報告いただきたいなと思います。

○渡辺委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

それでは、くにはば議員の案件につきましては、今日、初めて聞く方が大多数だと思います。今後の対応、あるいは重要性は皆様で共有できていますので、これから、会派あるいは本人、こちらの動向・対処を軸に、また展開があると思います。

議会運営委員会としては、議会としての協議の場、あるいは確認の場が必要かと思っておりますので、次回

以降に継続ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

では、そのように正副議長、あるいは議会運営委員会の正副委員長で準備をさせていただきたいと思
います。

では、このくには議員の案件を終了いたします。

次に参ります。

議長会等の報告で、マスクと卒業式は別途にやります。まず、議長会等の報告で、ご質疑等がありま
すでしょうか。よろしいですか。

○田中委員

財政調整のところなのですけれども、都の法的責任が発生した部分で、資料などはありますかという
確認と、例えば、法的にどのような部分か。どの法律の何条にかかってしまったなどの具体的な部分を、
もし分かればお知らせいただきたい。

○本多議長

今、資料が手元にありますので、議会運営委員会が終わったら、閲覧できるように事務局に提出しま
す。

毎回、都区協議をして、大体1月末ぐらいには協議が成立するのですが、今年は成立しないので、都
の条例上、前年度と同様の金額で、各23区は予算の歳入は55.1%を想定して予算計上していると、
品川区から伺いました。

ただ、実際にやるべきことを都がやっていないということで、法的措置で動き出すということなの
で、今後の区長会等のアクションになるかと思えます。

後で資料を見ていただければと思います。

○田中委員

ありがとうございます。

○渡辺委員長

ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

それでは、議長会等の報告全般を閉じまして、マスク、卒業式をそれぞれで確認させていただきます。
本会議および委員会におけるマスクの取扱いに関する議長の提案、定例会中、現状維持という内容か
と思いますが、何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

それでは、本件については議長の提案のとおり、第1回定例会においては現状のままの対応とするこ
とによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

さよう決定いたします。

以上で、本件を終了いたします。

次に、卒業式の来賓の取扱いと、執行機関から議会に対して提供された情報の取扱いの件に関して、何かご確認等がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 東京都後期高齢者医療広域連合議会の報告について

○渡辺委員長

次に、(2)東京都後期高齢者医療広域連合議会の報告についてを行います。

本件は、私が委員ですので、私が報告します。

まず、広域連合議会は、第1回定例会は1月26日に開催されました。

当日は、私自身がこちらの議会運営委員会との日程が重なったため、欠席でございました。

当日の内容は、資料を基にご説明しますと、まず、予算議案、個人情報保護関係の条例などを含めた13件の議案が可決されたことになっています。さらに、時節柄、議会構成上、令和4年度の補正予算があり、そして、新年度に向けた一般会計の予算、特別会計の予算があり、各地方自治体でもありました、個人情報保護に関する議案、そして、職員の退職手当等の改正等が主な議案と資料からも見えます。

資料ベースになりますが、議案につきましては、資料が手元にありまして、事務局に預けますので、それぞれで確認したい方はお願いできればと思います。

以上で報告を終わりますが、何か確認等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

それでは、ないようですので、本件を終了いたします。

(3) 令和5年度予算（議会費）について

(4) 賃貸借期間満了に伴うタブレット端末の回収について

(5) CATVの放送について

(6) 予算特別委員会における黙祷の実施について

(7) 政務活動費について

(8) その他

○渡辺委員長

次に、(3)から(8)までの6件を一括して議題に供します。

局長より説明願います。

○工藤区議会事務局長

それでは、順にご説明をさせていただきます。

はじめに、(3)令和5年度予算（議会費）についてになります。

資料No.15をご覧ください。

議会費の計、表の上段でございます。令和5年度につきましては、8億4,195万6,000円の計上をしております。対前年比、3,383万6,000円の増となっております。

増の主な項目、理由といたしましては、最初の行、網かけの区議会事務局職員の給与費が500万円余の増、それから、次の行にある議会運営費の1行目、議員報酬等が前年比、1,300万円余の増。これは、前年、議員数38名で組んでいたものを40名で予算取りしていることによるものでございます。

それから、7行下りていただき、年報作成等でございます。こちらは、140万円余の増であり、その主な理由といたしまして、登庁表示システム更新に伴う改修経費によるものでございます。

次に、その下の政務活動費は、200万円余の増でございます。先ほどの議員報酬と同様の理由によるものでございます。

それから、4行下りていただきまして、議会文書共有システム等運用というところでは、約160万円余の増となっております。これは、今回、タブレットの買換えに伴うものでございます。

それから、議会広報費に移りまして、その最初の行にある、区議会だより発行につきましては、印刷、配布の単価アップにより、約250万円余の増となっております。

それから、2行下がって、ホームページ経費の59万4,000円の増につきましては、区議会ホームページに新たに多言語翻訳機能を付与するものでありまして、具体的には、現在、英語、中国語、韓国語の表示が可能となっておりますが、新たに108か国語に対応する機能を付与するものでございます。

それから、表の一番下にある、網かけの新議会経費につきましては、改選に伴う議会の運営費等でありまして、590万円余を新たに計上させていただいているものでございます。

その他の項目につきましては、微増、微減がございますが、これまでの執行状況を見ながら予算の精査を行い、おおむね前年度と同じような内容の予算編成となっております。

議会費につきましては、以上でございます。

次に、(4)貸借期間満了に伴うタブレット端末の回収についてでございます。

資料はございませんが、返却期限等を予定表に記載させていただいております。

タブレット端末が3月31日にリース契約期間満了を迎えます。つきましては、3月28日の第1回定例会最終日の本会議閉会后、退庁されますまでに、区議会事務局議事係へ返却をお願いしたいということでございます。

返却物につきましては、予定表に記載しておりますタブレット本体、充電ケーブル、ペンシルでございます。

それから、口頭になりますが、返却時のバックアップの作成についてのご案内となります。

改選後の新端末には、Apple IDを用いて、iCloudバックアップから復元することで、現行端末でのバックアップ作成当時のデータを引き継ぐことができます。

新規端末への入替後に従前と同じ内容で使用できるよう、バックアップを取っておく必要がございます。その手順につきましては、議会運営委員会閉会后、詳細を記した資料を全議員に配付させていただきますので、当該資料に従って、各自で作業をお願いいたします。

なお、バックアップ方法につきましては、ICT推進会議のメンバーにも支援をいただけるよう、了解を得ておりますので、会派内等にて対応をお願いいたします。

その他、不明な点は事務局へお問合せいただきたいと思います。

次に、(5)CATVの放送についてでございます。

こちらは、資料No.16をご覧ください。

予算特別委員会総括質疑の放送予定でございます。

まず、初回の放送が3月36日日曜日、再放送が3月29日水曜日となっておりますので、ご確認いただければと思います。

次に、(6)予算特別委員会における黙祷の実施についてでございます。

口頭になりますが、東京都平和の日における黙祷が、予算特別委員会4日目、3月10日金曜日、午後2時から1分間行われます。委員会の進行に応じて、直近の質問者の質問終了後に休憩し、黙祷を実施、その後、委員会再開の流れを見込んでおります。

また、当日の進行によっては、質問の途中で休憩を入れさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承願います。

次に、(7)政務活動費についてでございます。

第1期4月分請求書提出期限は、3月20日月曜日、交付日は4月7日金曜日とさせていただきます。

なお、政務活動費交付申請書および請求書は3月9日木曜日に配付を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、(8)その他というところで、予定表に記載があります、1点目、期末手当の支給につきましては、3月15日水曜日を予定しております。

それから、2点目、空調機・ファンコイルフィルターの清掃が3月25日土曜日、午前8時半から午後4時の間で、各会派控室に事業者が立ち入ります。

ファンコイルのユニットなどの清掃等を行う際に、周辺に物品があると作業に支障が出るため、そのご移動もあわせてご協力をお願いします。

○渡辺委員長

説明が終わりました。

ただいまの説明に、何かご質疑等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

ないようですので、ほかにその他で何かございますでしょうか。こちらもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長

では、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は3月7日火曜日、予算特別委員会終了後に予定しておりますので、よろしく願いします。

これもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時26分閉会